明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
一　○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（四五）

〔告　示〕
二　○日本国に帰化を許可する件（法務五七）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同五八）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（同五九）
三　○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産三六四）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同三六五）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一五三～一五六）
○都市計画に関する件（東北地方整備局二〇、二一）
○道路に関する件（関東地方整備局六七、六八）
○道路に関する件（北陸地方整備局八）
○都市計画に関する件（同九、一〇）
○都市計画に関する件（中部地方整備局一三、一四）
四　〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第四五号）（総務省）

1　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴い、規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

政　令

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十五号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第八十三条第二項並びに第百三条の二第二十一項、第二十四項及び第四十三項の項中「第四十三項」を「第二十六項」に改め、同表第百三条の二第四十二項の項中「第百三条の二第四十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改め、同表第百三条の二第四十三項の項中「第百三条の二第四十三項」を「第百三条の二第二十六項」に改め、同表第百三条の二第四十四項の項中「第百三条の二第四十四項」を「第百三条の二第二十七項」に、「第四十二項」を「第二十五項」に改め、同表第百三条の二第四十五項の項中「第百三条の二第四十五項」を「第百三条の二第二十八項」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄